



平成30年5月11日
株式会社 阿波銀行

役員退職慰労金制度の廃止および
業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

阿波銀行(頭取 長岡奨)は、本日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度の廃止と業績連動型株式報酬制度の導入を決議し、退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給および業績連動型株式報酬制度の導入に関する議案を平成30年6月26日開催予定の第206期定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

当行は、平成30年3月26日付開示のとおり、監査等委員会設置会社への移行を予定しており、今回の役員退職慰労金制度の廃止と業績連動型株式報酬制度の導入につきましてもコーポレートガバナンス強化の一環として実施するものです。詳細は別紙のとおりであります。

以 上



平成 30 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 阿 波 銀 行
代 表 者 名 取 締 役 頭 取 長 岡 奨
(コード番号 8388 : 東証第一部)
問 合 せ 先 執行役員経営統括部長
兼バリュープロジェクト室長 西 大 和
電 話 番 号 (088) 623-3131

役員退職慰労金制度の廃止および業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当行は、平成 30 年 5 月 11 日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度の廃止と業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給および本制度の導入に関する議案を平成 30 年 6 月 26 日開催予定の第 206 期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、お知らせいたします。

なお、当行は、平成 30 年 3 月 26 日開示の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」のとおり、本株主総会において定款変更議案が承認可決されることを条件として「監査等委員会設置会社」へ移行する方針であります。

記

1. 役員退職慰労金制度の廃止

当行はこのたび、コーポレートガバナンス強化の一環として役員報酬制度の見直しを行い、現行の取締役および監査役に対する役員退職慰労金制度について、本株主総会終結時をもって廃止いたします。

また、本株主総会終結後も引き続き在任する取締役および監査等委員である取締役については、本株主総会終結時までの在任期間に応じた退職慰労金を打切り支給することを本株主総会に付議いたします。

なお、退職慰労金の打切り支給時期は各取締役が当行の取締役または監査等委員である取締役を退任した時とします。

2. 本制度の導入について

- (1) 当行は、当行の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役である者を除きます。以下同じ。）および執行役員（取締役と併せて以下「取締役等」といいます。）を対象に、

- ⑦ 信託期間中、業績および役位に応じて、当行の株式交付規程に従い取締役等にポイントが付与されます。一定の受益者要件を充足する取締役等は、原則として、取締役等の退任後に累積したポイント数の70%に相当する当行株式の交付を受け、残りのポイント数に相当する当行株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭を受領します。
- ⑧ 信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本信託を継続利用するか、または、本信託から当行に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑨ 本信託の終了時、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当行に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当行および取締役等と利害関係のない団体への寄付を行う予定です。

(注) 信託期間中、本信託内の株式数が取締役等について定められる累積ポイント数(下記4.(5)に定めます。以下同じ。)に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合や、信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、下記4.(6)の信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託することがあります。

4. 本制度の内容

(1) 本制度の概要

本制度は、平成31年3月で終了する事業年度から平成35年3月で終了する事業年度までの5事業年度(以下「対象期間」といいます。)(※)を対象として、業績および役位に応じた数の当行株式を、取締役等の退任後に役員報酬として交付等を行う制度です。

※ 信託期間の満了時において下記(4)第二段落による信託期間の延長が行われた場合、以降の5事業年度を対象とします。

(2) 本制度導入に係る本株主総会決議

本株主総会において、本信託に拠出する信託金の上限および取締役等に対して交付等が行われる株式等の総数の上限その他必要な事項を決議します。

なお、下記(4)に定める本信託の継続を行う場合には、本株主総会の承認決議の範囲内で、取締役会の決議により、信託期間の満了時に信託契約の変更および本信託への追加拠出を行うことを決定します。

(3) 本制度の対象者(受益者要件)

取締役等は、退任(退任には、死亡による退任を含みます。以下同じ。)時に、受益者要件を充足していることを条件に、所定の受益者確定手続を経た上で、退任までの累積ポイント数に相当する当行株式等について、本信託から交付等を受けることができます。

なお、受益者要件は以下のとおりとなります。

- ① 制度開始日以降の対象期間中、取締役等として在任していること。
(制度開始日以降に、新たに取締役等になった者を含みます。)
- ② 取締役等および監査等委員である取締役を退任していること(※)
- ③ 解任により退任した者および在任中に一定の非違行為があった者でないこと
- ④ 下記(5)に定める累積ポイント数が決定されていること
- ⑤ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

※ 下記(4)第四段落による信託期間の延長が行われ、延長後の信託期間の満了時においても、本制度の対象者が取締役等として在任している場合には、その時点で本信託は終了し、当該対象者に対して取締役等の在任中に当行株式等の交付等が行われます。

- ※ 信託期間中に取締役等が死亡した場合には、その時点の累積ポイント数に相当する当行株式の全てを本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役等の相続人が受けるものとします。

(4) 信託期間

平成30年8月1日(予定)から平成35年8月31日(予定)までの約5年間とします。

なお、信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長いたします。

ただし、かかる追加信託を行う場合において、延長前の信託財産内に残存する当行株式(取締役等に付与されたポイントに相当する当行株式で交付等が未了のものを除きます。)および金銭(以下「残存株式等」といいます。)があるときは、残存株式等の金額と追加信託される信託金の合計額は、本株主総会で承認を得た信託金の上限額の範囲内とします。

また、信託期間の満了時に信託契約の変更および追加信託を行わない場合には、それ以降、取締役等に対するポイントの付与は行われませんが、当該時点で受益者要件を充足する可能性のある取締役等が在任している場合には、当該取締役等が退任し、当行株式の交付等が完了するまで、最長で10年間、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(5) 取締役等に交付等が行われる当行株式等の数

原則として信託期間中の毎年5月に、前年7月1日から同年6月30日の間に取締役等として在任した者を対象として、同年3月31日で終了した事業年度(初回は平成31年3月31日で終了する事業年度)における業績および役位に応じて取締役等に一定のポイントが付与され、取締役等の退任時に、ポイントの累積値(以下「累積ポイント数」といいます。)に応じて当行株式等の交付等が行われます。

なお、1ポイントは当行普通株式1株(※)とします。

※制度開始日は平成30年10月1日を予定しており、それ以降に当行株式の株式分割・株式併合等が生じた場合には、株式の分割比率・併合比率等に応じて1ポイントあたりの当行株式数の調整がなされます。

(6) 本信託に拠出する信託金の上限金額および付与するポイント総数の上限

信託期間内に当行が本信託に拠出する信託金の合計額および本信託において取締役等に付与するポイントの総数は、以下の上限に服するものとします。

① 信託期間内に当行が本信託に拠出する信託金の上限金額

合計 782百万円 (※1)

※1 信託金の上限金額は、現在の取締役等の報酬水準を考慮し、株式取得資金に信託報酬および信託費用を加算して算出しています。

② 1事業年度あたりに取締役等に対して付与するポイント総数の上限

337,000ポイント (※2)(※3)

※2 信託期間において、本信託が取得する株式数(以下「取得株式数」といいます。)は、かかる1事業年度あたりに取締役等に対して付与するポイント総数の上限に、信託期間の年数である5を乗じた数に相当する株式数(1,685,000株)を上限とし、上記(4)第二段落による本信託の継続を行う場合も同様とします。

※3 平成30年4月25日付「単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ」にて公表した、平成30年10月1日を効力発生日として実施する株式併合(普通株式5株を1株に併合)により、1事業年度あたりに取締役等に対して付与するポイント総数の上限は67,400ポイント、取得株式数の上限は337,000株となる予定です。

(7) 本信託による当行株式の取得方法

本信託による当初の当行株式の取得は、上記(6)の信託金の上限金額および取得株式数の上限の範囲内で、株式市場または当行(自己株式処分)からの取得を予定しています。

なお、平成30年に設定する本信託による当初の当行株式の取得は、株式市場からの取得を予定しています。

(8) 取締役等に対する当行株式等の交付等の方法および時期

上記(3)の受益者要件を充足した取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任した時点における累積ポイント数の70%に相当する数の当行株式(単元未満株式については切捨て)の交付を本信託から受け、残りの当行株式については本信託内で換価処分した換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けることができます。

なお、信託期間中に取締役等が死亡した場合は、その時点で付与されている累積ポイント数に相当する数の当行株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役等の相続人が受けるものとします。

(9) 本信託内の当行株式の議決権行使

本信託内にある当行株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本信託内の当行株式の配当の取扱い

本信託内の当行株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬および信託費用に充てられます。

(11) 本信託の終了時の取扱い

信託期間満了時に残余株式(信託終了時に退任していない受益者要件を充足する可能性がある取締役等に対して、その退任後に交付等を行うことが予定される当行株式を除きます。)が生じた場合は、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本信託を継続利用するか、または、本信託から当行に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議によりその消却を行う予定です。

また、信託期間の満了時に生じた本信託内の当行株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当行および取締役等との利害関係のない団体へ寄附する予定です。

以上

●信託契約の内容

- | | |
|-----------|--|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ② 信託の目的 | 取締役等に対するインセンティブの付与 |
| ③ 委託者 | 当行 |
| ④ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（予定）） |
| ⑤ 受益者 | 取締役等のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥ 信託管理人 | 当行と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦ 信託契約日 | 平成30年8月1日（予定） |
| ⑧ 信託の期間 | 平成30年8月1日 ～ 平成35年8月31日（予定） |
| ⑨ 制度開始日 | 平成30年10月1日（予定） |
| ⑩ 議決権行使 | 行使しないものとします。 |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当行普通株式 |
| ⑫ 信託金の上限額 | 782百万円（信託報酬・信託費用を含みます。） |
| ⑬ 株式の取得時期 | 平成30年8月6日 ～ 平成30年9月20日（予定） |
| ⑭ 株式の取得方法 | 株式市場または当行（自己株式処分）から取得
（当初は株式市場から取得） |
| ⑮ 帰属権利者 | 当行 |
| ⑯ 残余財産 | 帰属権利者である当行が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

●信託・株式関連事務の内容

- | | |
|----------|---|
| ① 信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社为本信託の受託者となり信託関連事務を行う予定です。 |
| ② 株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき受益者への当行株式の交付事務を行う予定です。 |

以 上